

「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画（素案）」へのご意見と区の考え方について

No.	ご意見（要約）	ご意見に対する区の考え方
ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例について		
1	ジェンダー平等社会をめざして全国2番目に条例を制定したことは誇りに思えます。様々な施策や事業がとりくまればじめてもいます。	
2	ジェンダー平等の条例ができたのは画期的と思います。	
3	ジェンダー平等と性の多様性の尊重し合う社会の実現は、基本的人権を守るうえで重要な土台です。世界から大きく遅れている日本をけん引する意味で、ジェンダーを明記した条例を作成し、区政を網羅した計画策定に敬意を表し、期待をしています。膨大な計画の量に、しっかりと目を通すことができず、関心の高い所のみ意見を述べさせていただきます。	
4	<p>「ジェンダー平等と性の多様性を尊重しあう社会を実現するための条例」の9つの基本理念：人権侵害の根絶、多様な生き方の選択などどれも素晴らしくこうあってほしいというものです。この理念に基づいて策定された今回の計画が実施され、条例の理念が生きた社会になったらどれほど誰もが生きやすい社会になるかとワクワクする思いです。</p> <p>特に今回新たに追加された項目：ジェンダー主流化はすべての施策の策定段階から計画、実施、評価のあらゆる段階にジェンダーの視点を入れて取り組むとのことで、今後区の施策がどう変わるか楽しみです。</p> <p>このジェンダー平等推進条例と今回の計画の周知について。全国で2つという先進的で素晴らしい条例の認知度が11%しかないのはもったいない。推進計画の策定後でもいいので、区民に対して条例と計画の周知徹底の取り組みをしてください。区民と一緒に取り組むことが必要だと思います。</p>	<p>「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」では、「すべての人が性別等に起因した差別や暴力を受けることなく、多様な個人として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる活動に平等に参画する機会が確保され、その個性を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会」の実現に向け、9つの基本理念を掲げています。</p> <p>この基本理念を具現化し、ジェンダー平等社会推進施策およびジェンダー主流化を総合的かつ計画的に推進してまいります。</p> <p>周知については、区報および条例の基本理念を軸としたコンテンツデータを活用し、ホームページへの掲載やSNSでの発信をはじめ、公募区民等の企画運営によるジェンダー平等推進フォーラムや講座の開催等を通じて、区民や事業者等へのジェンダー平等意識の醸成・浸透を図れるよう努めてまいります。</p>
5	条例ができたことが素晴らしいと思っていました。それをさらに具体化する計画ができるということで、大変期待しています。ジェンダー主流化という文言も入っていたことに感動しました。その立場で品川からジェンダー平等を大きく前進させて欲しいし、私個人も微力ながら協力していきたい。国政がさらに右傾化しようとするもとで、これまでの家父長制に逆戻りする動きなど出てくると危惧しています。ここまで進めてきたジェンダー平等をさらに前に進める計画が示されることは、ジェンダー平等を望む人にとって希望です。更なる周知、理解を広げていただきたい。	
計画全般について		
6	<p>計画素案は、男女共同参画、DV、女性活躍、困難女性支援という4つの重要法制を一つの条例の下に統合した画期的な試みであり、その意欲を高く評価します。SDGsやDE&amp;Iといった現代的視点を取り入れた点も先進的です。</p> <p>しかし、真の実質的平等を達成するには、「意識啓発」中心の施策から、社会構造そのものを変革する具体的な介入へと踏み込む必要があります。現状の課題分析は的確ですが、それに対する施策が「働きかけ」や「情報提供」に留まっています。</p> <p>例えば、審議会等における女性委員比率50%の目標は素晴らしいですが、その達成手段が「働きかけ」では不十分です。計画自身が課題として挙げる「男性優位の組織運営」を克服するには、委員選任プロセスの抜本的見直しや、ジェンダーバランスを達成するまで会議の成立を認めない等の、より実効性のある仕組みが必要です。</p>	<p>条例の第4条2項に「区は、区民等、教育関係者、事業者等、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、協力してジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現を目指すものとする」とあり、ジェンダー平等社会推進施策およびジェンダー主流化を推進していくためには、区民・事業者等のジェンダー平等意識の醸成・浸透を図りつつ、ともに行っていくことが重要だと考えております。</p> <p>区の審議会等における委員構成については、意思決定過程に多様な意見を反映させるため、会議の目的等に応じて運用上の工夫を図れるよう検討してまいります。</p>

7	素案については、人間のあるべき本来の姿とうけとめられ、大賛成します。	
8	賛成です。これからの時代はこうあるべきです。	
9	すばらしい計画です。ねばりづよくすすめてください。期待します。とくに、男女の賃金格差をただして下さい。	
10	素案はすばらしく、又わかりやすい。どう実現していくかは今からだと思いう区が中心になり、住民にももっとわかりやすく具体的な方法を実現して下さい。子ども達と大人（60才以上）の考え方がちがっています。どうわかりやすくやっていくか品川区でもとりくんでほしい。素案を充分読み切れていませんが、すばらしい素案です。	「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の基本理念のもと、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。また、区民、事業者、教育関係者のジェンダー平等と性の多様性の尊重に関する理解が進み、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会が実現できるよう普及啓発に努めてまいります。
11	「ジェンダー平等社会社会とは性別にかかわらず、一人ひとりがその個性を大切にし、その人らしさを発揮しながら互いに尊重しあい、誰もが自分らしく生きられる社会」と品川区自身が語っているとおり、人間社会や区行政など、私たちのあらゆる場面にきちんとすえられていなければいけない理念だと思えます。従って区行政の全ての分野で何よりもいち早く徹底していかなくてはならないので様々な反動があっても毅然と対応してほしいと思えます。多くの区民がそう願ひ、支えます。	
12	先進国日本でのさまざまな面での男女格差、ジェンダー指数も低位低迷。品川区の取り組みに大賛成です。是非頑張ってください。	
13	この計画に大賛成です。性への話し合いに蓋をする風潮が残存するなか、行政が勇気をもって計画を公にしたことに、たいへんな喜びを感じています。この計画の実現により救われる人が、この先どんなに多いことか。計画全てが素晴らしいことだと思えますが、特に、ユースヘルスしながわほけんしつ計画には、子どもたちの未来の笑顔が見えるようです。ぜひ実現に向けて頑張ってください、と応援の想いを込めてコメントいたしました。	「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の基本理念のもと、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。「ユースヘルスケアしながわほけんしつ」事業では、オンラインで匿名でも相談できる「しなわかチャット」と、対面で気軽におしゃべりしたり、個別に相談もできる「しなわかカフェ」を実施しております。子ども・若者への正しい性に関する知識の普及、また性被害や望まない妊娠などのリスク低減のため、今後一層の取組を行ってまいります。
14	計画の評価とすべての目標の包括的な実践の要望 本計画が、複数の重要課題を統合し「ジェンダー主流化」を原則に掲げていることを高く評価します。日本の現状において、基本目標IからIVのすべての課題（意識醸成、暴力根絶、健康支援、女性活躍、WLB）は区民のウェルビーイング向上に不可欠であり、すべての目標を包括的かつ横断的に、高い実効性をもって推進することを強く要望します。特に、未来の社会を生きやすいものとするため、区は古い価値観や慣習に縛られることなく、価値観のアップデートを率先して実践する姿勢を明確にすべきです。「ジェンダー主流化」の徹底と教育の実践の強化 計画の実効性を確保し、区には日本の『はどめ規定』についての見直しを実践をもって乗り越えてほしいです。	年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが自分の望むように生き、幸せを感じることができる社会、また、人がつながり、支えあうことができるやさしく寛容な社会をめざし「区民のウェルビーイング向上」という視点とともに「ジェンダー主流化」を中核に据え、あらゆる分野・段階において、ジェンダーの視点を取り入れた施策を推進してまいります。性教育の内容は、人権尊重の精神に則り、生理的、心理的、社会的な側面を持つことから、区立学校においては、学習指導要領や区立学校教育要領に基づき、指導しております。引き続き性に関する内容を全体を通じ、また発達段階等に応じて系統的に指導してまいります。また、都の教育委員会から性教育の手引が全ての学校に配布されております。生命の尊さや思春期に現れる変化など発達段階に応じた指導事例や、専門的知識を有する外部人材と連携した授業の進め方等、性教育の手引を踏まえ、各学校での性教育の取組を進めており、教育委員会としても支援を行ってまいります。
15	個々人の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現を品川区として示してほしい。多様性を寛容できる社会の実現に向けては公的機関の役割や姿勢、具体的な施策が有効であり、必要です。特に公的な教育機関、行政機関、議会などでジェンダー平等と多様性の尊重を推進してほしいです。またジェンダー平等については経済的格差や不均等も存在しており、また世代による考え方や感じ方の差もあると思えます。科学的な調査や指標をもとにした議論を行うことを切に望みます。	「すべての人が性別等に起因した差別や暴力を受けることなく、多様な個人として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる活動に平等に参画する機会が確保され、その個性を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会」の実現に向け、関係機関との協力・連携を強化し施策を推進してまいります。いただいたご意見は、計画の推進にあたっての参考とさせていただきます。
16	事業の羅列が多い印象。もっと例などを文章で示したり、読みものとしてのコラムを加えたりなどしていただきたい	ご意見を踏まえ、基本目標毎にコラムを追加いたしました。

第1章 計画の基本的考え方について		
17	p7の図の令和13年度の進捗確認は必要か？	「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」第10条5項により、区は、毎年、推進計画に基づくジェンダー平等社会推進施策の進捗状況を公表することとしております。
18	DE&Iはアメリカでは終了しており、既に古い価値観、陰謀論との位置付けとなっている。ビジネス社会でもこの価値観は終了しているので、品川区でいまだに取り組むのはおかしい。早急に見直しを行うべき。	ご意見として承ります。
第2章 計画の内容 基本目標Ⅰ ジェンダー平等と性の多様性を尊重するまちについて		
19	ジェンダー平等と言うと、大体が女性の地位向上や、権利向上に重きを置いたりしますが、男性についてもきちんと目を向けていくべきです。個人的な感想ではありますが、会社等職場においては男尊女卑的な男性優位な構造がまだ根強いように思いますが、家庭においては女尊男卑的な女性優位な構造が根強いように思います。	
20	品川区のジェンダー平等はとても素晴らしいものだと思います。長年、女性は男性より劣っているとすりこまれた年代にとって希望の光だと思います。職場や家庭で浸透していくのはまだまだ大変ですが、歩みを止めずに頑張ってくださいと思います。	
21	一朝一夕に浸透する内容ではないかもしれませんが、長い期間をかけてもジェンダー平等の意識が区民に必ず育っていくことを信じています。	
22	人権意識を高め、平和な社会を作る上でもジェンダー平等は非常に大事な取り組みだと思います。しっかり取り組んで下さい。	職場や家庭、地域の中に根強く残る「固定的性別役割分担意識」の解消、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現など、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性を大切に、その人らしさを発揮しながら、互いに尊重し合い、だれもが自分らしく生きられる社会の実現にむけて尽力してまいります。
23	男性らしさ女性らしさという役割や振る舞いの押し付けはまだまだあるように思います。誰もが個人として尊重され自由に生きていけるようにするためにはジェンダー平等を進めていくことが必要だと考えます。	
24	男女の格差をなくす、多様な性のあり方を進めるためにジェンダー平等に賛成です。	
25	ジェンダー平等な品川区、進めて欲しいです。「男の子っぽい」ものが好きな女の子も、「女の子っぽい」ものが好きな男の子も、堂々と自分の好きなものを好きと主張できる自由な社会になって欲しいです。「女性だから、母親だから、こういう風にしてなければいけない」などと他者から押し付けられる窮屈な社会ではなく、だれもが安心して「自分らしく」いられる社会になって欲しいです。だれもが安心して生きられる品川区になって欲しいです。	
26	ジェンダー平等を実現するために行政がなすべきことを、計画を決めて実行しようとする姿勢自体が素晴らしい。ただ、アンコンシャス・バイアスという無意識の意識を改めていくこと、なくしていくことが課題・目標であるだけに、実現までにさまざまなハードルがあり大変だと思いますが、ジェンダー平等を実現してほしいと思います。「ジェンダー平等」を訴え、アンコンシャス・バイアスがあってはダメだという啓発ポスターをつくって、区内中に大量に貼り出してはどうでしょうか。	
		アンコンシャス・バイアス解消には、無意識の思い込み・偏見に気づくことが第一歩となります。「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」リーフレット、ジェンダー平等啓発誌「マイセルフ」の発行・配布、条例の基本理念を軸としたコンテンツデータを活用したSNS発信等で周知・啓発に取り組んでおります。いただいたご意見は、貴重なご提案として、参考とさせていただきます。

27	男性向けの講座などもぜひお願いします。	
28	区で行う講座に参加できない区民がいます。気軽に視聴できる教材を公開してほしいです。関心のある区民が地域で活用できると思います。	区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様な生き方に配慮しつつ、誰もが自分らしく、いきいきと安心して暮らせるジェンダー平等社会推進のため、ワーク・ライフ・バランス講座や男性のための生き方講座などジェンダー平等推進講座を開催しています。会場参加、オンラインでの視聴のほか、当日の参加が難しい方のためにアーカイブ配信を実施しております。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
29	ジェンダーの具体的な中身は良く理解していなかった事が良くわかりました。まだまだジェンダーギャップの大きさを感じます。ジェンダー平等を実現するための品川区の取組みに賛成です。ぜひ学習会やワークショップの機会を増やして下さい。	
30	行政として、ぜひこの計画をすすめてほしいです。そのためには、区の仕事に携わる職員・パートさん・区議会議員が率先してこの計画をよく学び、区民に啓発する姿勢をもっていただきたいと思ます。	本計画の配布および職員研修等の実施により条例・計画の内容について理解を深め、啓発促進に努めてまいります。
31	ジェンダーの言葉は聞くけれど、よくわからない人が多いのではないのでしょうか。戦後教育の賜物で「男らしさ・女らしさ」や「家父長制」が染みついている人が多いです。「誰もが人間らしく生きられる社会」をつくるためには、区民が日常生活の中でジェンダー平等や性の多様性の広報に触れることです。区の発信する媒体で解りやすく多くの人の目に触れるように繰り返し広報してください。アナログですがポスターは効果的、図書館への関係書籍の充実を早急に行ってください。	区報および「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の啓発リーフレットや啓発誌「マイセルフ」、基本理念を軸としたコンテンツデータを活用したホームページへの掲載やSNS発信をはじめ、公募区民等の企画運営によるジェンダー平等推進フォーラムや講座の開催等を通じて、区民や事業者等へのジェンダー平等意識の醸成・浸透を図ってまいります。また、関連する書籍を継続的に収集し、図書館を通じたジェンダー平等などの学習機会を提供してまいります。
32	ジェンダー平等は、年齢別の差によっても、家庭別だったり、学校の中でも、対応に差があると考えています。家庭の中では、夫婦だけであれば、夫の妻に対する扱いが平等でない部分、妻の夫に対する接し方、そして、子供がいる場合は、父親からの対応、母からの子供に対する差別もあったりします。それに対しては、近所、地域の見守りが必要で、度を越す時には、周囲の啓発が必要であるから、自治体から発信することが必要だと考えています。	
33	P.14, 15で人権啓発・社会同和教育講座が出てきますが、人権といえば続いて同和となりますが、人権は「侵すことのできない永久の権利」であり、日本国憲法や国際的な人権の文書からもっと幅広く豊かな概念だと思います。人権の後に同和とセットで記述するやり方は変えていただきたいと思ます。	区では、平成5(1993)年に『人権尊重都市品川宣言』を制定し、差別のない平和で心ゆたかな地域社会を目指して様々な啓発活動を実施してまいりました。ご指摘のとおり、人権は幅広く豊かな概念であり、区としても様々な人権課題に対して啓発を続けておりますが、我が国固有の人権課題である部落差別（同和問題）に関しても、その他の人権課題と並んで解決すべき重要な課題であると認識しております。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
34	ジェンダー平等意識啓発について、保育園（公・私）幼稚園においても啓発していくことが大切です。その時のプログラムを作成して下さい。	
35	幼稚園・保育園においてもジェンダー平等について、指導・位置づけるようにして下さい。	
36	ジェンダー平等教育をしっかりやってほしい。子どもからアンコンシャス・バイアスをなくすとともに、子どもを通じてその親をも啓発していくことにつながると思うので大事だと思います。	区立保育園、区立認定こども園、区立幼稚園においては、従来より、子どもの性別によって異なる対応をすることはしないよう、保育・教育を行っております。令和4年度より、毎年度「品川区立保育園・認定こども園 保育・教育に関する基本方針」に、「子どもの性差や個人差に留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにする」とことと明文化して、以後、全職員が、基本方針をもとに保育、教育を行っております。
37	ジェンダー平等意識啓発について、学校教育において、市民科の中に位置づけていくことが大切です。	区立学校教職員に対しては、ジェンダー平等意識啓発について、初任者研修会をはじめ、年次研修等で必ず取り上げております。また、年6回の人権同和教育研修の中でも位置付けております。児童・生徒向けには、発達段階に応じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるように系統的に指導に取り組んでおります。
38	すごい良い計画だと思います。ジェンダー学習は義務教育からしっかり行うことが大事だと考えます。	
39	区民への啓発のひとつとして、幼少期からの学びが大切と考えます。学令期以前や学令期など成長・発達に即した内容を大切に、民間の力もかりながらの学びを位置づけていただきたいです。学校教育の中では子どもへの話のみにとどまらず、保護者が集まる場において話をする（この計画について、長くならず）ことも有効ではないかと考えます。（家庭での話題になる）	

40	<p>取り組みは素晴らしいと思います。          学校教育でジェンダー問題や性教育の機会を持ってもらうことは非常に大切と思います。          同時に、今まで性教育を受けてきた記憶の無い大人たち、ジェンダー平等の意識もむしろ大人が学ぶべきと考えます。そのような取り組みも今後充実してほしい。</p>	<p>区立学校では、発達段階に応じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるように系統的に指導に取り組んでおります。          また、各種啓発事業やSNSでの情報配信、ジェンダー平等推進フォーラム、ジェンダー平等推進講座等を通じて、区民へのジェンダー平等意識の醸成・浸透を図ってまいります。</p>
41	<p>品川区が広報や刊行物等で【人権尊重・ジェンダー平等の視点を重視】した情報発信を行うことについては全面的に賛同する。その上で、p16【性差別を『想起』させない表現を用いる】と言う文言については、「性差別を『想起』させる表現を用いてはいけない」との発想に繋がり得ることを憂慮する。          もし「性差別を『想起』させる表現を用いない」対応が定着するようなことがあれば、例えば「実際に生じた性被害の事例」の周知や例示さえも困難となりえる。          本来行うべき情報発信について過度の萎縮が生じることを未然に防止する観点からは、用いるべき表現の例示として、【性差別を『想起』させない表現】よりも広範な文言となる【性差別を『助長』させない表現】の方がより適切であると意見する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「性差別を助長させない表現」と修正いたしました。</p>
42	<p>「多様性」「個性」がとても大事にされる時代になってきました。友だちが同性ペアで結婚しました。海外で結婚しました。日本でできないことが残念で、異性ペアと何が違うのか？「好きなもの同士で結婚」なのに、と、違和感を感じました。どの個性は許されるのか。どんな多様性なら認められるのか？その「個」を尊重すればいいのではないのでしょうか？多様性を尊重する、全様性を尊重する、で、いいと思います。「個」は、どこでも、尊重される存在です。</p>	
43	<p>LGBTQへの偏見もまだまだあります。          パートナー制度だけでは不十分です。          理解促進の取り組みをお願いいたします。</p>	<p>すべての人の性的指向及びジェンダーアイデンティティを尊重し、理解を深め、差別や偏見をなくすため、理解促進に向けた教育や地域・事業所等への啓発、相談体制の整備等に努めてまいります。</p>
44	<p>個々の性の多様性へのアプローチはいいと思います。それを発展して社会の基礎である家族の在り方について深められたらと思います。改めてジェンダーと意識しなくても共に生きる社会は理想です。</p>	

45	<p>ポリティカル・コレクトネスは「マイノリティの方々」が特異な権利を主張するための根拠に使われているにすぎません。新宿の歌舞伎町タワーに設置されたジェンダーレストイレは様々な弊害が一般市民に不評で閉鎖されています。</p> <p>弱者や少数意見を尊重することを否定するつもりはありませんがあえて特別に利益や権利を付加するのも日本人の伝統的価値観や慣習には馴染まないと思います。</p> <p>一部の人のためと、一部の利権者のために税金が使われることは不公平感を醸成しかねませんしそんな自治体には将来性を感じません。</p>	
46	<p>性的マイノリティに関して以下を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女兼用のトイレを設置しない</li> <li>・性自認に関わらず身体的に男性の特徴を持った人は女性トイレ、女性更衣室、女性専用車両などの身体的女性のための空間に出入りさせない</li> <li>・性的マイノリティへの理解促進にむけた講座・イベント・出前講座は反対。価値観、特に子どもたちに特定の価値観を押し付けられたくない。</li> </ul>	<p>令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第10条では、国および地方公共団体等の役割が規定されており、国および地方公共団体は、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が深まるよう、心身の発達に応じた教育・学習の振興、広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等必要な施策を講ずるよう努めるものとする、とされています。そのため、性別等に起因する生きづらさの解消に取り組んでいく必要があります。</p>
47	<p>ジェンダーの平等と多様性を尊重する事で、当たり前存在していた権利が失われる事のないように。たとえば、身体と心の性別が一致していない人がいて、苦しみの中において毎日を生活している、存在を否定されていたような時代もあった。その人たちに寄り添っていくことは必要だと思う。</p> <p>一方で、身体と心が一致しているから問題がないという訳ではない。男性が怖くて女子校に通う人(逆も然り)もいる。肉体的見た目の異性がない場所で精神の安定を保っている人もいる事を忘れてほしい。</p> <p>全てを開かれたものにしていくことで閉じた世界で守られていた人が脅かされることのないように。尊重し合う社会を実現するのはとてつもなく大変な作業で、まずは、それぞれの権利を主張する前に、各々(の苦しみ)を理解するところに時間をかけてほしい。</p>	<p>また、同法は、すべての国民が、その性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念を掲げています。そのような理念に則り、性的指向およびジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することが大切です。</p> <p>女性専用エリアの使用につきましては、ご本人および施設の状況をふまえて、対応を個別に検討してまいります。</p>
48	<p>性に多様性を求める事には反対です。肉体的に性は男と女の2種類だけ。</p> <p>この概念を崩すと混乱が生じるし、子供が混乱します。</p> <p>マイノリティの意見を尊重する事は重要ですが、全ての人の希望を叶える事は出来ません。</p>	
49	<p>ジェンダー平等を目指す区の姿勢に賛同しております。</p> <p>小学校低学年までにLGBTQについて学習する機会を設けてほしい</p> <p>→小2、3年くらいでも、友達どうして恋バナなどしています。同性どうしの恋もあること、恋する感情を持たない人もいるし、それもまったく問題ないことなどを低学年のうちに学校で学ぶ機会があれば、と思います</p>	
50	<p>「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現」に最も大事なことの 하나가、子供たちの教育です。P15から若干記載されていますが、子どもたちに対する教育の中身が書かれていないように感じました。行政が教育の内容に具体的に踏み込むことは難しい側面があると思いますが、包括的性教育やLGBTQなど子どもたちが学ぶことができたなら、社会は大きく変わると思います。ジェンダーギャップ指数が118位という遅れた人権・ジェンダー平等を前に進めるために、ぜひ教育での取り組みを進めていただきたいと思っています。</p> <p>この計画の実践を期待しています。</p>	<p>区立学校におけるジェンダー平等と性に関する教育については、全体を通じ、また発達段階に応じて自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるよう、系統的に指導してまいります。</p> <p>今年度、複数の小学校で外部講師を招いて、LGBTQについての学習を行うほか、当事者の心情についての理解を深める取組を行っております。過去には義務教育学校9年生を対象として「LGBTQから考える多様性と学校・社会」をテーマに学習を行っており、人権やジェンダー平等推進の取組を今後も進めてまいります。</p>

51	<p>p23の「外国人でも日本人と同じように人権を守るべきである」に「全面的に賛成である」が28.5%しかないことについて、強い懸念を感じます。計画素案では「ある程度賛成である」も含めて78.8%が賛成であると解釈していますが、「ある程度賛成である」は、外国籍者の人権に一定の「留保」をしており、「一定の人権制限は必要」と考えている層に感じられます。</p> <p>国籍等の違いに関わらず、多様性を認め合うことが求められる、という区の立場はその通りです。では、「外国人でも日本人と同じように人権を守るべきである」に対する、区の立場は何でしょうか？その点が素案では曖昧であるように感じます。「外国人の人権に対する区民の意識を高める」ではなく、「外国人にも日本人と同じように人権が守られるべきである」という人権規範への区民の理解を高める」に文面を変えることはできませんでしょうか。</p> <p>また、今後の「取組の方向性」において、「あまり賛成できない」「反対である」と答えた約3割の層に対するアプローチが不十分だと思います。</p> <p>生きづらさへの寄り添い、居場所作り、生活相談、案内表示などは当事者への支援ですし、やさしい日本語講座や交流事業は外国籍者との交流を希望する人へのアプローチにしかありません。共生に反対し、外国籍者の人権を認めない層にどのようなにはたらきかけるか、という取り組みが少なすぎるように思います。</p> <p>多文化理解などの「文化」ベースの取り組みも必要ではありますが、それに加えて、学校や企業での、日本が批准した種々の差別撤廃条約などの「人権教育」が必要だと思います。</p>	<p>区は、全ての人の人権が守られ、生きづらさを感じることなく、暮らすことができるよう各種施策を進めています。多文化共生に関する啓発活動（多文化共生講座・やさしい日本語講座）や、同じ地域に暮らす日本人と外国人の住民同士が交流を深める機会（多文化交流ワークショップ）を創出していくことは、多文化共生への興味・関心を超えた、相互を正しく理解する層を増やしていくために重要であり、社会全体として多文化共生社会実現に向けた機運が高まることにつながり、ひいては区民の人権規範への理解を高めるものと考えております。各種講座等への参加者層を増やすよう努めていきます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
----	--	---

第2章 計画の内容

基本目標Ⅱ ジェンダー主流化体制の推進について

52	<p>基本的に賛成です。</p> <p>ジェンダー問題や性の多様性といった問題が、話題にされるようになったことで、今まで自分の中でモヤモヤしていたことが、どこからくるのか、意識すらしていなかったことでも、なるほどジェンダーの視点から見ればそういった考え方があるか・・・など気づかされるのが日々あります。</p> <p>そういったことから、私達自身のことと考え、参加、提案しながら、より充実させていくべきだと思います。</p> <p>いろいろ意見はありますが、より充実、推進していくうえで、何といたっても体制の充実を測ることが大変だと思いました。</p> <p>各分野で推進していくために、教職員か保健所、自活支援センターの確立など、専門性を大切にして欲しいです。</p> <p>このことが、私達区民（子どもから高齢になっても）の生活が大切にされ自分らしく生きることの基本になると思うからです。</p>	<p>関係各課相互の協力・関係機関との連携を強化し本計画を推進してまいります。</p> <p>また、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」第12条に規定されている「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議（学識経験者、区内関係団体の代表、区民公募委員により構成）」において、本計画の見直し・評価・策定およびジェンダー平等社会推進施策に関する事項等について調査および審議を行います。</p>
53	<p>推進体制への当事者参加： 計画の評価会議（事業170など）に、DV被害者支援やLGBTQ+支援の当事者団体を積極的に登用し、施策が当事者の声やアップデートされた価値観を反映しているかを厳格に評価する仕組みを導入すべきです。品川区が本計画を未来の社会を生きやすいものにするための道標として、高い実効性をもって推進することを重ねて要望いたします。</p>	
54	<p>p31の苦情および相談申出制度の運用について、人権・ジェンダー平等推進課でどのように対応していくかが不明瞭。コラムなどで具体的に示していただきたい</p>	<p>苦情および相談申出への対応につきましては、申出者のお話をよく聴き、ご本人の希望に応じて、申出者のプライバシーに配慮しながら関係者からもお話を伺います。その過程において、必要に応じて弁護士などの有識者から意見を聴取します。関係者に対しては、同様の事例に対する判例等を共有したり、本条例の趣旨を丁寧に説明したりするなどして、対応していきます。また、必要があれば、労働基準監督署や法務省の人権擁護機関等につなげていきます。</p> <p>なお、申請方法等については、区ホームページ等に掲載しており、計画への個々の事業詳細の明記は控えさせていただきます。</p>

55	<p>NPO等との「連携」は、単なる事業委託ではなく、計画の策定・評価段階からの対等なパートナーシップとして制度化すべきです。その上で、計画の評価指標（KPI）を「講座参加者数」といった活動量（アウトプット）から、「男女間の時間外労働格差の縮小率」や「ハラスメント相談制度への信頼度」といった具体的な成果（アウトカム）へと転換することを強く提案します。本計画が、誰もが真に自分らしく生きられる社会を実現するための力強い一歩となることを期待します。</p>	<p>計画の策定・評価につきましては、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」第12条に規定されている「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議（学識経験者、区内関係団体の代表、区民公募委員により構成）」において行っております。いただいたご意見は、計画の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
56	<p>区民の理解をすすめるうえで、職員・教職員の意識向上が要です。カリキュラムの充実、全職員の研修促進を願います。</p>	<p>区では、職員等の人権意識向上を目的とし、年に3回、外部の講師を招いた人権に関する研修を実施しています。職員の意識向上のため、随時内容の見直しを図りつつ、ジェンダー平等や固定的性別役割分担意識について引き続きとりあげてまいります。</p>
57	<p>区職員の意識改革研修の必修化 ジェンダー主流化を徹底するため、すべての職員（特に管理職）に対し、古い性別役割分担意識に基づく判断を排除することを目的とした意識改革研修を必修化すべきです。</p>	<p>また、令和6年度に改訂された「品川区職員・教職員向け性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する行動指針」データを全教職員に配布、周知するとともに、各学校には冊子を送付して、活用を促しています。教職員が参加する人権同和教育研修会では、性的指向・ジェンダーアイデンティティや性的マイノリティへの支援に関する内容を取り上げています。そのほか、研修ではアンコンシャス・バイアスやアウティングについて取り上げ、LGBTQに関する相談を受けた際の対応等についても理解を深めるよう、丁寧に内容を取り扱っています。今後も、管理職や初任者を対象とした研修等で継続的に取り上げ、広く周知を図ってまいります。</p>
58	<p>教員に、性とジェンダー平等についての研修などの機会を設けてほしい →性と人権を学ぶことが、盗撮防止のみならず、いじめや家庭の虐待から子どもを守る意識にもつながると思います。</p>	<p>学校におけるジェンダー平等と性に関する教育については、学習指導要領や区立学校教育要領に基づき、指導しております。引き続き性に関する内容を全体を通じ、また発達段階等に応じて系統的に指導してまいります。また、これまで産婦人科医等の外部講師と連携して、複数の中学校・義務教育学校にて実施しております。今年度、開催した養護教諭研修会では、性に関する教育をテーマとして取り上げております。今後、学校の要望に応じる形で専門家を派遣できるよう、教育委員会の取組を強化してまいります。</p>
59	<p>町会役員とくに会長副会長及び三役に女性の配置をすることを指導して下さい。</p>	<p>町会・自治会は任意団体であるため、町会・自治会内の人事について区は指導する立場にございませんが、様々な機会を捉えてジェンダー平等意識の醸成や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて啓発を進めてまいります。</p>
60	<p>Ⅱ（3）②7 4 多様な視点を取り入れた地域防災計画の見直しに、地区防災計画や都市の事前復興の取組についても追記すべき。理由は、区単位の計画だけでなく地区レベルの計画にも多様な視点を反映させるべきであるから。事前復興の取組は、被災後の復興を確実なものとするために必須の取組であり、そこにも多様な視点を取り入れることが必要と思われるから。</p>	<p>多様な視点を取り入れた地区防災計画および都市の事前復興の取組にかかる地域防災計画への反映につきましては、今後検討してまいります。</p>
61	<p>「ジェンダー平等」という文言を入れた計画を提案するのはすばらしい取り組みだと思います。災害などの避難について女性の委員を増やすのは重要だと感じました。</p>	<p>今後、災害時対応における女性等の参画を推進するため、引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>第2章 計画の内容 基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と誰もが安心して暮らせる社会の整備について</p>		
62	<p>行政において、ドメスティックバイオレンス（家庭内暴力）対策は女性（妻）が被害者である前提があると思いますが、男性（夫）が女性（妻）に暴力を受けたり、またはこれが一番多いでしょうがモラルハラスメント（言葉による暴力）を受けたりしていると思いますが、それらに対する男性保護がほとんど見受けられないのはどうかと思います。真のジェンダー平等を目指すのなら、行政がまずこうした固定観念を捨て、対応していく事が大事だと思います。</p>	<p>ジェンダー平等推進センターでは、相談者の性別を問わずにDV相談のほか、各種相談を実施しております。また、DV講座をはじめとしたジェンダー平等推進講座につきましても性別・年齢等に関わりなくご参加いただいております。</p>

63	<p>p.46 第2章 Ⅲ(1)①【94 若年層を取り巻く保護者・地域への啓発】について  「親向けデートDV防止講座を実施」とあるが、「保護者・地域向けデートDV防止講座を実施」あるいは「子育て世代向けデートDV防止講座を実施」と言った表現に修正頂きたい。  「保護者・地域」に比べて「親」はその示す範囲が極めて限定される単語であることから、「保護者・地域への啓発」を目的とする講座について「親向け」との表現を用いることは正確とは言い難いものと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「保護者向けデートDV防止講座を実施」と修正いたしました。</p>
64	<p>p.48 第2章 Ⅲ(1)②【105 警察との連携体制】について  「相談者に身体および生命に危険が及ぶような場合」とあるが、「相談者に」を「相談者の」に修正頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「相談者の身体および生命に危険が及ぶような場合には、警察への相談を勧めるなど、警察と連携します。」と修正いたしました。</p>
65	<p>昔は、肩をたたいたりなどは、問題にならなかったことも、現代では、セクハラになり、言動が、パワハラになる時代です。  学校、地域の女子のトイレに生理用品設置も内部からの反対がある現実があることを知り、情報を幅広く収集することも必要だと思えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
66	<p>多様な性のあり方、外国人支援、困難女性支援などが個別の施策として「縦割り」になっている点が懸念されます。性的マイノリティの外国人女性がDV被害に遭った場合、どこに相談すれば一体的な支援を受けられるのでしょうか。複合的な困難を抱える当事者中心の、分野横断的な支援体制の構築が不可欠です。</p>	<p>品川区困難女性支援基本計画は、根拠法が売春防止法の改正による困難な問題を抱える女性への支援に関する法律であり、困難な問題を抱える女性への支援を目的としています。品川区配偶者暴力基本計画等も含めて、性的マイノリティや外国人等、複合的な問題を抱える方々の支援をどう組み立てていくのか、関係各課との連携の強化を図るとともに国の動向を注視しながら、今後の検討課題としてまいります。</p>
67	<p>性の多様性についての教育も大事かもしれませんが、性的虐待や性犯罪に気づくための教育、意図せぬ妊娠をしないための教育の方が重要です。まずは本来あるべき性教育の充実をお願いします。</p>	<p>区立学校での性に関する教育は、学習指導要領に基づき行っています。あわせて、生命（いのち）の安全教育を実施し、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解する学習を行っています。また、一部の中学校では、学習指導要領の学習内容を超えた学習を外部講師を招いて行っています。性暴力に限らず、安全教育については、各学校の年間指導計画に基づき月1回の安全指導日や長期休業前等を実施しています。</p>
68	<p>小学校などで性教育の充実をさらに求めます。</p>	
69	<p>今回の素案では性教育に関する部分が少なかったように思います。品川区がモデルとして性教育を保健体育や理科、家庭科だけでなく市民科で少なくとも月2回は時程に組み込みいじめと同様、イヤだという、逃げる、相談するなど繰り返し教えることは何よりも先に始めなければならない大切なことだと思うので優先していただきたいです。</p>	

70	<p>学校教育（公立私立問わずに小学校、幼稚園、保育園）での包括的性教育を直ちに始めてください。正しい情報をキチンと子ども達に届くよう、品川区が全国に率先して行ってください。</p>	
71	<p>小さな年齢の子どもから年齢に応じた性教育というより自分の身体や心を大切にすることを、しっかりと自覚できるような教育は本当に大切だと思います。その教育こそ、人権教育につながると思います。なので、保育園や幼稚園などの施設からしっかりとりくめるようにしていきたいと思っています。</p>	
72	<p>プライベートパーツは自分だけのもので他の誰にも触られるのはおかしいことなんだということや日本では中1で教わるレベルを外国では5~8歳で教わっているという事実、日本では年に多くても2~3時間の性教育の時間が海外では5歳から12~20時間設けられていること。そういったことを教わってれば性犯罪の被害は少なくなるのだから早く日本でも人権教育や自分の身を守るために大切なこととして避難訓練と同じくらい頻繁に行うべき教育であると思いました。</p>	<p>性に関する理解やリプロダクティブ・ヘルス/ライツを認め合うことは、重要なこととして計画に位置付けており、性や身体に関する正しい知識を広めるため、様々な区の施策を進めてまいります。保育園、認定こども園においては、保育所保育指針に則り、保健計画において性に関する事項を取り扱っております。また、私立保育園を含めた全保育施設、幼稚園向けに「いのちの安全教育」の研修を実施し、共通理解に努めております。区立学校においては、学習指導要領や区立学校教育要領に基づき、性に関する教育を系統的に幅広く実施しております。全学校に配布している都の教育委員会による性教育の手引きでは、生命の尊さや思春期に現れる変化など発達段階に応じた指導事例や、専門知識を有する外部人材と連携した授業の進め方等が示されております。これを踏まえ、各学校での性教育の取組を進めており、教育委員会としても支援を行ってまいります。その他、10代の若者を対象に正しい性に関する知識の普及、また性被害や望まない妊娠などのリスク低減等を目的として「ユースヘルスケアしながわほけんしつ」事業を実施しております。より多くの子ども・若者が正しい性の知識を身に着け、自分らしく生きられるよう、他部署との連携を図ってまいります。いただいたご意見は、区の各施策を進めるうえで参考にいたします。</p>
73	<p>保育園、幼稚園、小中学校での教育に力を入れてほしいです。ユネスコの国際セクシャリティ教育ガイドランスに則った包括的性教育を取り入れ、誰もが自分の体と心を守る権利を持ち、人間関係を築いていける教育を学ばせてほしいです。</p>	
74	<p>包括的性教育の実践の明確化（事業144、再掲25）： 学校での性教育（事業145）において、ハラスメント・性暴力の予防、同意、性の多様性、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを核とした包括的性教育を、学習指導要領を乗り越える姿勢で、区立学校全体で推進する方針を明記すべきです。</p>	
75	<p>性に対する理解は大事であり、包括的性教育は必要です。区において重要性のさらなる言及をお願いします。</p>	
76	<p>包括的性教育がジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現させるための土台だと再認識しました。ぜひ計画でも教育委員会でのとりくみも含め、包括的性教育をジェンダー平等社会実現の重要な施策と位置づけて推進を強めて頂きたいと思います。</p>	
77	<p>買春について、売春する女性でなく買春する男性を取り締まる条例等をつくってほしい →国として法整備すべき問題ですが、自治体として何かできないか、模索し実行してほしいです</p>	<p>今回の計画の根拠となる「困難な女性の支援に関する法律」は、売春の防止という視点を超えて、女性の尊厳を最大限尊重し、困難な問題を抱えた女性の自立を支えるために改正された法律です。この法律に則り、女性の自立を支える施策をさらに進めていくことから始めてまいります。</p>
78	<p>レイプなどの被害に遭ってしまったらとにかく周りの信頼できる人に相談する、1人で抱え込まない、警察やワンストップ支援センター、病院、産婦人科、ユースクリニック等でアフターピルの援助も受けられるということは義務教育だけでなく高校生や社会人になっている若者等にも知ってほしい内容でした。それから、女性の子宮頸がんワクチンが推奨されていますが、ヒトパピローマウィルスは男性も癌になるリスクがあるということなので同じように男性にもワクチンをすすめるべきだと思います。</p>	<p>年令、性別を問わず、一人で悩まずに相談できるよう女性相談員によるDV相談、カウンセリング相談等を実施しております。また、10代の若者を対象に正しい性に関する知識の普及、また性被害や望まない妊娠などのリスク低減等を目的として「ユースヘルスケアしながわほけんしつ」事業を実施しております。トラブルに遭った際や不安を抱えている時の相談先等の情報提供も実施しており、引き続き事業の周知に努めてまいります。なお、現在、国においては男性へのHPVワクチン接種の定期接種化について検討が進められているところではありますが、区においては令和6年4月1日より、品川区在住の小学6年生から高校1年生相当の男子を対象にHPVワクチン任意予防接種の費用の全額助成を行っております。ホームページや広報紙のほか区立小中学校への予防接種のお知らせで周知を行っているところです。</p>

79	<p>リプロダクティブ・ヘルス・ライツはとても大事な概念だと思います。個人がどんな生き方をしようと、尊重されるべきで、型にはめて押し付けられて苦しんでいる人々が、生きやすい地域社会にしてほしいです。そういった面でも、今回の改訂は歓迎します。</p>	
80	<p>P.66～セクシャルリプロダクティブヘルスライツの啓発と支援が新たに追加されたことも大歓迎です。この点で大変取り組みが遅れているのが日本の現状です。言葉もまだまだ知られていませんし、その中身も女性の健康と権利の保障からは程遠いと言わざるを得ません。この計画の中には、自己決定権やそのための情報を得る権利など「ライツ」の記述があまりないように思います。健康と自己決定権が保障されること、そのための情報を得る権利について明記していただけたらと思います。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、女性は妊娠・出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、女性の生涯を通じた健康支援に関わる理念だと認識しております。区の啓発・相談事業を通じて、男女がともに高い関心を持ち、女性の健康に関する知識・情報の取得・理解・活用の向上に努め、広く社会全体の認識を高めていくための施策を推進してまいります。</p>
81	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及を願っています。望まぬ妊娠、中絶で不幸な人生とならぬよう、ユースクリニックの設置など啓発支援に力を注いでいただきたい。</p>	<p>女性は妊娠・出産をする可能性があり、ライフサイクルの中でその準備段階にあたる月経など、体の不調や妊娠・出産など健康上の課題に直面することが考えられることから、誰もが健康で自分らしく、充実した人生を生きるために、性や生殖などに関わることについて周知・啓発に努めてまいります。10代の若者を対象に正しい性に関する知識の普及、また性被害や望まない妊娠などのリスク低減等を目的として「ユースヘルスケアしながわほけんしつ」事業を実施しております。トラブルに遭った際や不安を抱えている時の相談先等の情報提供も実施しており、引き続き事業の周知に努めてまいります。また、女性相談や母子保健相談など、女性が抱える悩みについて相談に応じ、必要な支援を行ってまいります。</p>
82	<p>未成年者の望まぬ妊娠や特定妊娠、特定妊婦についても重要なテーマだと思いますので、触れていただきたいです。</p>	
<p>第2章 計画の内容 基本目標Ⅳ 女性活躍とエンパワーメントの支援、ワーク・ライフ・バランスの実現について</p>		
83	<p>すべての区の施策を企画・立案する上で必ず「女性の参加」を位置づけて下さい。</p>	<p>行政委員会や審議会等における女性の割合および区職員における係長級以上の女性職員の割合を高め、あらゆる施策にジェンダーの視点が反映できるよう、政策・方針過程への女性の参画拡大を図ってまいります。</p>
84	<p>Ⅳ（２）女性の就労・起業・創業の機会拡大に関連して、就労場所の環境だけでなく、就労先の事業所までの移動を円滑化する施策を追記していただきたい。具体的には、自宅から就労先に至るまでの女性も歩きやすい幅の広い歩道の整備などが課題であり、そのような施策も入れるべき。狭い歩道でも、民間開発の際に民有地側にセットバックさせて広げている例も多いが、なかには、大規模開発でもセットバックを一切せず歩道が広がらない例もあり、そうしたことをこれ以上繰り返さないようにすべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
85	<p>取り組みを進める品川区でとても嬉しいです。1番目指して欲しいのは男女賃金の平等化（格差是正）です。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

その他		
86	<p>区の限られた財源を少子化対策や減税・子育て支援など直接的に人口維持・経済安定に寄与する施策に優先投入すべきと考えます。</p> <p>「ジェンダー平等」「性の多様性」等の項目を推進するのであれば、具体的な事業内容、必要予算、効果測定の指標を明示し、住民への説明と議論の機会を十分に設けることを要望します。</p>	<p>令和6（2024）年に発表されたジェンダー・ギャップ指数（世界経済フォーラム発表）では、日本は146カ国中118位と前年と同じ118位にとどまっており、依然として女性と男性の参画状況の格差が課題となっています。</p> <p>また、「品川区人権・ジェンダー平等に関わる意識調査」によると「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」、「法律や制度の上」において男性優遇であると感じる割合が5割以上を占めており、男女間の不平等は解消されておらず、依然として社会のあらゆる場に根深く残っています。こうした課題解決に向けて、SNS等での発信、ジェンダー平等推進フォーラムやジェンダー平等推進講座の開催、各種啓発リーフレットの配布等を通じて、啓発・意識改革に取り組んでおります。</p> <p>区事業の効果検証につきましては、行政評価を実施することにより、事業の不断の検証、見直し・改善等を進め、それを予算に的確に反映させていくマネジメントサイクルを確立させることで、真に必要な行政サービスに資源を振り向けています。</p>
87	<p>品川区とその周辺においては、ジェンダー平等を十分に達成していると考えます。品川区の事業は貴重な税金を投入していますが、効果の検証が不十分な点が懸念されます。</p> <p>つきましては、ジェンダー平等事業の予算を削減し、歳出削減分を住民税減税に充て家計支援を強化した方が区民の生活を支え、真の平等社会に寄与できると信じます。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。</p>	
88	<p>電子申請フォームの最後の性別は、必要でしょうか？</p> <p>性別が絶対必要な状況以外で、聞くことはないと思います。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、今後の実施にあたっては、項目の可否や選択肢について配慮してまいります。</p>
89	<p>「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画(素案)」の全文のPDFについて、「Ctrl+F」等を用いた本文内のテキスト検索が不可能である(本文データの欠損・文字化け等が多数発生している)ように見受けられる。</p> <p>今後のパブリックコメントでは、本文内のテキスト検索が可能な形で作成されたPDFを資料として公開頂きたい。</p>	<p>本文内のテキスト検索ができず、申し訳ございませんでした。</p> <p>今後につきましては、ご不便のないよう図ってまいります。</p>
90	<p>行政は、規制緩和と減税によって民間の文化を妨げないことによって民力休養することが、最も理想的なジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を導く方法であると考えます。</p> <p>表現の自由を尊重し、これに対する規制や課税を行わないよう注意してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
91	<p>アメリカで多大な論争を巻き起こして、時の政権が見直しを進めている中、その中身と米国で起こっている事象を研究しようともせずに国際機関が掲げている標語に飛びつき安直に推進しようとする品川区政の危うさに恐怖を覚えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
92	<p>社会にとって多様性とはただの重りでしかありません。一方で会社や個人にとってはとても重要な生存戦略であります。多様性とは環境の違いによって生まれるものであり、社会というネットワークの中に多様性は内包されていません。</p> <p>多様性のある社会とはある意味分断がはげしく、他者を受け入れないという前提にあります。多様である状態を維持するために同種でないものを徹底的に排除します。</p> <p>多様性とは無限に拡張して広がっていくというイメージがありますが、より限定的に細分化しているだけであり、受け皿が広がっているわけではありません。受け皿は社会に帰属しており、多様性は三角ピラミッドで例えると頂点に近い位置にあります。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
93	<p>一般的にはムズかしい問題が多いので、なぜ“パブ・コメ”に結論が出るのか理解ができない。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

94	<p>ジェンダー平等の取り組みがもたらす、もっとも重要な利益は、女性や性的マイノリティの方々の安全である。拉致やレイプ、DVで苦しむのは女性が大多数だからである。それを早急に実現するために、優先すべきは町の改築や、建物の使い方の変更である。それにより、例えば強い害意を持つ男性が、女性をレイプしたくともできない、安全な空間を作ることである。</p> <p>その手段を得るため必要なのは、社会学者の見解である。構造的不正義Structural Injusticeを研究し、解決策を探っているからである。また、当事者の証言も重要である。社会学者が最善の解決策を出せるのは、当事者の協力があるがゆえ。</p> <p>そのためにChristopher Bondy教授（ICU）を、政策決定に参加させることを提案する。参考文献に載せた文献を研究し、構造改革の提案をしている。</p> <p>また区長や区役所の女性スタッフの証言をあつめ、町の改築を検討するのはどうだろうか。</p> <p>参考文献：  ” A city safe for women is safe for all: Women’ s voices lead at World Urban Forum in Cairo” , UN News, 2024年11月6日  ” Invisible Women” , Caroline Criado Perez, 2021年</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
95	<p>p8の7の本文が「さまざまな取組」になっている、p9の本文1行目に括弧閉じ（）」がふたつ重なっている、p12の本文2行目の行末がおかしい、p12の本文4行目の括弧書きの間の「、」はありかなしかに揃える、p26の本文1行目が「取組ます」になっているなど、今一度の校正をお願いします</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下修正いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P8 「7 区民のウェルビーイング向上」 本文2行目 「さまざまな取組」を「さまざまな取組」と修正いたしました。</li> <li>・ p9 【DE&amp;I（ダイバーシティ・エクイティ&amp;インクルージョン）】 本文1行目 「DE&amp;I（ダイバーシティ・エクイティ&amp;インクルージョン）」を 「DE&amp;I（ダイバーシティ・エクイティ&amp;インクルージョン）」と修正いたしました。</li> <li>・ p12 「（1）ジェンダー平等意識の醸成」 本文2行目の行末を修正いたしました。</li> <li>・ p12 「（1）ジェンダー平等意識の醸成」 本文4・5行目 「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」「職場」「法律や制度の上」を 「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」、「法律や制度の上」と修正いたしました。</li> <li>・ p26 「②多文化理解に関する取組・外国人向け情報提供」 本文2行目 「取組ます」を「取り組みます」と修正いたしました。</li> </ul>
96	<p>p26の表右下および、p27の表右上の「戦略広聴課」は「戦略広報課」ではないか</p>	<p>ご指摘のとおり、「戦略広報課」に修正いたしました。</p>